

令和5年度

障がい者を対象とした 秋田市職員採用試験受験案内書

秋田市が求める職員像

「市民・地域・組織にとって価値ある職員」

魅力あふれるまちづくりを実現するため、市民・地域・組織にとっての「価値」を常に考え、追求し、高めることのできる職員

- 受付期間 令和5年8月21日(月)～9月1日(金)
※土曜日および日曜日を除きます。
※郵送の場合、9月1日(金)までの消印有効です。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 第1次試験 令和5年10月22日(日)
- 試験会場 秋田市役所本庁舎5階 正庁、第3・第4委員会室

問い合わせ 申込書提出先	秋田市総務部人事課(本庁舎4階) 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 TEL 018-888-5429 E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp
-----------------	--

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	1人	市の事業・サービス全般における一般行政事務

2 受験資格

次の要件を全て満たすかたが受験できます。

- (1) 昭和49年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたかた(学歴は問いません。)
- (2) 次に掲げる手帳等の交付を受けているかた

※下記の手帳等は受験申込日及び受験当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(注) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、ご注意ください。

◆ 次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日 令和5年10月22日(日)

集合時刻	試験種目	試験時間
午前9時40分	一般教養試験	10時00分～12時00分
・ 午前9時40分から試験の説明を行います。これに遅れた場合は、原則として受験できません。		
・ 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。		

(2) 試験方法

試験種目	試験の内容	試験形式
一般教養試験 (高校卒業程度)	時事、社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理および資料解釈に関する能力を問う問題	択一式 (120分)

※ HBの鉛筆、プラスチック消しゴムを持参してください。

※ 希望する方は点字による受験や手話通訳者を介しての受験又は要約筆記による受験もできます。

(3) 試験会場

秋田市役所本庁舎（秋田市山王一丁目1-1）

5階 正庁、第3・第4委員会室

※ 1階北側エレベーターより5階にお越しください。



(4) 第1次試験合格者の発表

令和5年11月9日(木)に受験番号を市本庁舎掲示場（1階正面出入口）および秋田市ホームページに掲載するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

4 第2次試験

(1) 試験方法

第1次試験の合格者について、作文試験および面接試験を行います。

なお、作文試験の評価は、第3次試験とあわせて行います。

試験種目	試験の内容	試験形式
作文試験	一般的な事務の遂行に必要な文章による表現力、理解力 および文章構成力	記述式 (60分)
面接試験	職務遂行に必要な適格性に関する面接試験	口述式

※ HBの鉛筆、プラスチック消しゴムを持参してください。

※ 希望する方は点字による受験や手話通訳者を介しての受験又は要約筆記による受験もできます。

(2) 試験日

令和5年11月下旬(日時については、第1次試験合格者に文書で通知します。)

(3) 第2次試験合格者の発表

令和5年11月下旬に文書で通知します。

5 第3次試験

(1) 試験方法

第2次試験の合格者について、面接試験を行います。

(2) 試験日

令和5年12月下旬(日時については、第2次試験の合格者に文書で通知します。)

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

7 最終合格発表

第3次試験による最終の合否は、令和5年12月下旬に文書で通知します。

8 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票を持参して、人事課に直接お越しくください。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです(土・日・祝日は受付しておりません。)

開示請求できるかた	開示内容	開示期間
第1次試験の不合格者	一般教養試験の得点と順位	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験の受験者	一般教養試験の得点と順位、 総合評価	第2次試験合格発表の日から1か月間
第3次試験の受験者	一般教養試験および論文試験 の各得点と順位、総合評価	最終合格発表の日から1か月間

9 合格から採用まで

(1) 最終合格者の採用は、令和6年4月1日付けとなりますが、最終合格のほかに補欠合格を決定することがあります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。

なお、補欠合格者名簿は、令和6年2月末日まで有効です。

- (2) 採用された場合は、給料（初任給は高校新卒の場合、令和5年4月現在で156,046円。短大等の学歴や職歴によって加算あり。）のほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当等が給与規定により支給されます。

※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。

10 申込手続および受付期間

(1) 申込み手続

■ 提出書類

- 障がい者を対象とした秋田市職員採用試験受験申込書および受験票
 - ※ 試験当日、補装具等を持ち込み使用する方や点字等での受験を希望する方は、受験申込書の「受験に当たって」を必ず記入してください。
- 自己申告票
- 障害者手帳等の写し

■ 受験申込書等記入要領

- ・ ※印欄以外の必要箇所にもれなく記入し、該当事項は○で囲んでください。
- ・ 職歴欄には、全ての職務上の経験（自家営業を含む。ただし、在学時のアルバイト等を除く。）を最近のものから順に記入してください。学歴欄・職歴欄が不足する場合は、別紙として任意の様式で提出してください。
- ・ 受験票裏面の署名欄および郵便はがき宛先部分も忘れずに記入して、切り離して提出してください。また、はがきには、必ず6.3円分の切手を貼ってください。

■ 申込み

- ・ 郵送する場合は、封筒の表面に赤字で「秋田市職員採用試験受験申込書在中」と記載し、特定記録郵便又は簡易書留郵便で送ってください。普通郵便での事故には対応できません。

※ インターネットからダウンロードした受験申込書で申し込む場合は、ホームページに記載の要領に従って提出してください。

(2) 受付期間

土曜日・日曜日を除き、令和5年8月21日（月）から9月1日（金）までです。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送の場合は、令和5年9月1日（金）付けの消印まで有効です。

(3) 受験票の交付

受験票は、受付期間終了後に郵送で交付します。なお、令和5年10月13日（金）まで受験票が届かない場合は、人事課にお問い合わせください。

(4) 秋田市電子申請・届出サービスから申し込む場合

画面上の受験申込書に入力し、申込内容を確認した上で送信してください。令和5年10月13日（金）までに受験票のダウンロード通知が届かない場合は、人事課にお問い合わせください。詳細については、別紙「電子申請・届出サービスによる受験申込について」を参照してください。

(5) その他

申込みの方法についてご希望があるかたは、人事課人事担当へご連絡ください。